

# 土岐市耐震改修促進計画

平成20年3月 策 定

令和 8年4月 最終改定

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成20年度から27年度までの8年間を計画期間とする「土岐市耐震改修促進計画」として平成20年3月に策定した。

その後平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とする第2期計画、令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間とする第3期計画を策定し、耐震改修を促進してきたが、引き続き促進を行う必要があることから、令和12年度まで5年間の計画期間に改訂した「岐阜県耐震改修促進計画」を基に「土岐市耐震改修促進計画」の改定を行い、国の基本的な方針を踏まえた耐震改修の促進を進めるものである。

## 目 次

第1	想定される地震の規模、想定される被害状況	1
第2	建築物の耐震化に係る目標	
1	建築物の耐震化の現状	2
	（1）住宅の耐震化の現状	
	（2）特定建築物の耐震化の現状	
2	建築物の耐震化の目標	6
3	公共施設の耐震化の現状・目標	8
	（1）市有施設における耐震化	
第3	建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	
1	役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	9
	（1）市民・事業者（建築物所有者）の役割	
	（2）市・県の役割	
2	実施する事業の方針	9
	（1）事業の考え方	
	（2）実施する事業	
3	重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	10
	（1）重点的に耐震化を図る地域	
	（2）地震発生時に通行を確保すべき道路	
	（3）重点的に耐震化を図る建築物	
	（4）より重点的に耐震化を図る建築物	
4	第4期計画における重点的な取組み	11
5	「命」を守るための多様な取組みの推進	12
6	新たな耐震化の取組みの検討	12
第4	建築物の耐震化を促進する施策	
1	施策を推進するための体制	13
2	安心して耐震化が行える環境整備	13
	（1）土岐市建築物等耐震化促進事業	
3	耐震化に関する啓発及び知識の普及	15
	（1）相談体制の整備	
	（2）情報提供の充実	
4	地震時の建築物の総合的な安全対策	17
	（1）地震時の建築物の総合的な安全対策	
	（2）地震に伴う宅地被害の軽減対策	
	（3）市有施設天井の落下防止対策	
第5	指導・勧告又は命令等に関する事項	
1	所管行政庁との連携	17

## 第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフ地震の発生の危険性が高まっている。

以下の被害想定は、平成23年度から24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成29年度から30年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」に基づくものである。

表1-1 市内で想定される地震の規模と建物被害

想定される地震、断層	最大震度	P L 値 (液状化指数)※	建物被害(棟数)	
			全壊	半壊
南海トラフ地震★	5.97(震度6弱)	24.98	1,396	4,187
揖斐川-武儀川(濃尾)	5.59(震度6弱)	10.33	451	1,750
長良川上流(北側震源)	5.52(震度6弱)	10.87	429	1,441
長良川上流(南側震源)	5.00(震度5強)	0.00	0	40
屏風山・恵那山及び猿投山	6.41(震度6強)	22.94	6,495	8,184
阿寺(北側震源)	5.52(震度6弱)	8.89	279	1,278
阿寺(南側震源)★	5.18(震度5強)	1.87	8	172
跡津川★	5.18(震度5強)	1.74	33	236
養老-桑名-四日市★	5.55(震度6弱)	10.35	307	895
高山・大原(北側震源)★	5.06(震度5強)	4.46	49	124
高山・大原(南側震源)	4.76(震度5弱)	0.00	0	3

※P L 値(液状化指数) PL 値>15:液状化の可能性が高い 5<PL 値≤15:液状化の可能性がある

★平成23~24年度実施の調査による。それ以外は平成29~30年実施の調査による。

## 第2 建築物の耐震化に係る目標

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され、新耐震設計法が導入された。

本計画では、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとする。

「建築物の耐震化」…建築物の地震に対する安全性を確保すること。

「耐震化されている建築物」…新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物。

「耐震化率」…建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合。（住宅においては戸数）

「耐震性が不十分な建築物」…旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物。

### 1 建築物の耐震化の現状

#### (1) 住宅の耐震化の現状

市内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表2-1のとおりである。

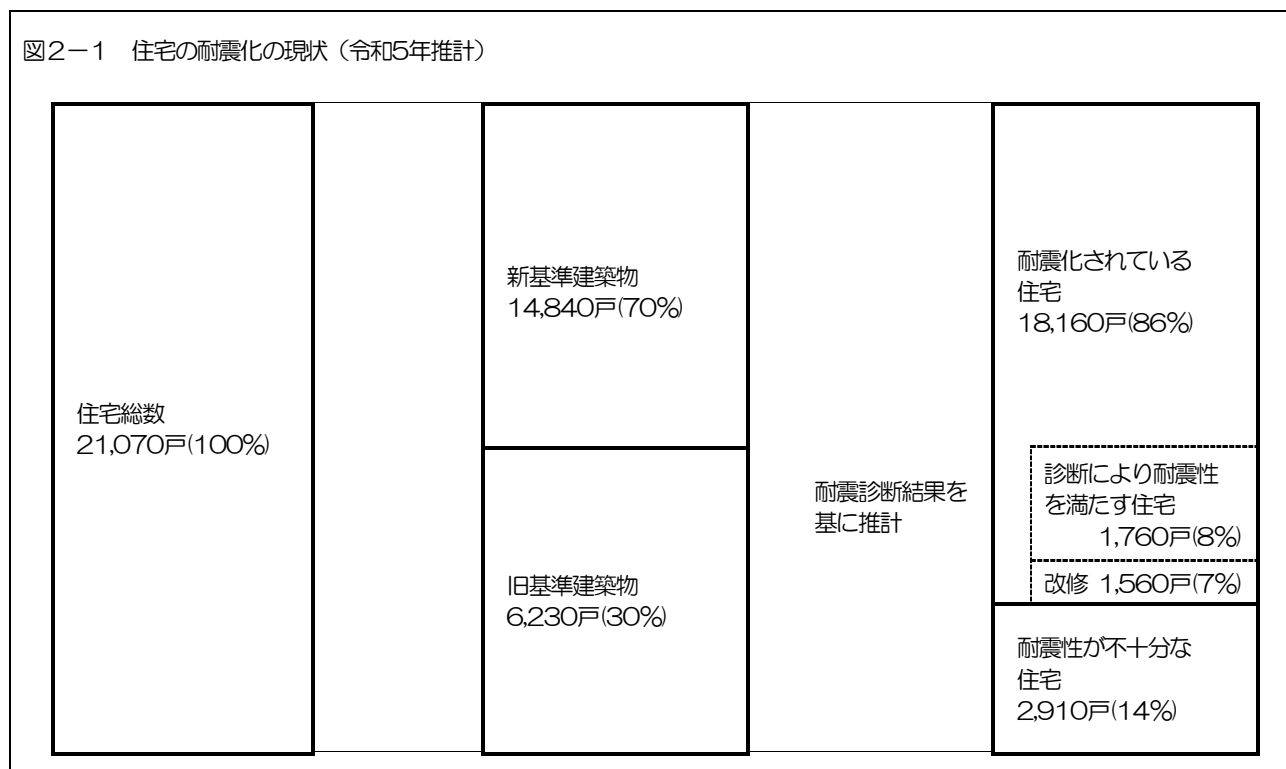
表2-1 建築年代別住宅数

(単位：戸)

年代別住宅数 建築年		平成10年調査		平成15年調査		平成20年調査		平成25年調査		平成30年調査		令和5年調査	
		戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
旧基準	昭和55年以前	10,700	57	9,300	48	9,150	44	7,940	38	6,750	33	5,950	28
新基準	昭和56年以後	8,230	43	9,860	51	10,380	50	11,900	58	12,720	63	14,160	67
計		18,930	100	19,160	99	19,530	94	19,840	96	19,470	96	20,110	95
不詳		0	0	210	1	1,170	6	840	4	890	4	960	5
合計		18,930	100	19,370	100	20,700	100	20,680	100	20,360	100	21,070	100

住宅の耐震化率の現状については、令和5年住宅・土地統計調査を基に推計すると、「新基準建築物の住宅」が14,840戸、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は1,560戸、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果からの推計により1,760戸であることから、市内の住宅総数21,070戸のうち18,160戸が「耐震化されている住宅」と推計できる。

図2-1 住宅の耐震化の現状（令和5年推計）



※表2-1における建築年不詳戸数は、旧基準と新基準とで按分した戸数で計上している。

## (2) 特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は、表2-2のとおりとする。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の1号特定建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化の現状は、建物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると、表2-3のとおりである。

表2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途		特定建築物の規模要件
1号	1	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校 若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
			上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物		全ての建築物

表2-3 特定建築物の耐震化の現状（令和7年9月時点）

（単位：棟）

特定建築物の種類	耐震化の現状					耐震化されている建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
	全棟数 A=B+C	新基準建築物 B	旧基準建築物 C	耐震改修実施済みD	耐震性を満たすE		
庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、劇場、集会場、店舗、ホテル、賃貸住宅、事務所、工場等	150	106	44	23	11	140	93%

多数の者が利用する建築物については、「新基準建築物」が106棟、「旧基準建築物」44棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が23棟、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が11棟であることから、「耐震化されている建築物」は140棟となり、市内の多数の者が利用する建築物総数150棟のうち93%が耐震化されていると推計できる。

図2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（令和7年9月時点）

多数の者が利用する建築物総数 150棟(100%)	新基準建築物 106棟(71%)	耐震化されている特定建築物 140棟(93%)
	旧基準建築物 44棟(29%)	診断により耐震性を満たす 11棟(7%) 改修済 23棟(16%)
		耐震性が不十分な特定建築物 10棟(7%)

## 2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においては人的被害が少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

市民の安全・安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していく。

### これまでの市の取り組み

木造住宅について耐震診断に対する補助を平成14年度から、耐震補強に対する補助を平成16年度から、木造地域集会所の耐震診断に対する補助を平成24年度から、すべての建築物の耐震診断に対する補助を平成30年度から実施するとともに、市民に対しパンフレット、市のホームページなどを活用し、耐震診断、耐震改修の普及啓発に取り組んでいる。併せて小中学校や保育園、幼稚園等の公共施設の耐震診断、耐震改修を順次行なっている。また、都市計画課を「耐震診断、耐震改修の相談窓口」として市民からの相談にに応じている。

### 国の基本方針（抜粋）

#### 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画及び防災基本計画、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅については、令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

### 第1次国土強靱化実施中期計画について（抜粋）

居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）

90%【R5】 → 95%【R12】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R17】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

耐震診断が義務付けられた、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者等が利用する大規模建築物等（11,464棟（令和5年度末時点））のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合

92.9%【R5】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R12】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

緊急輸送道路の一部等（約9,000km）の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの（7,291棟（令和6年4月1日時点））のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合

43.6%【R5】 → 60%【R12】※

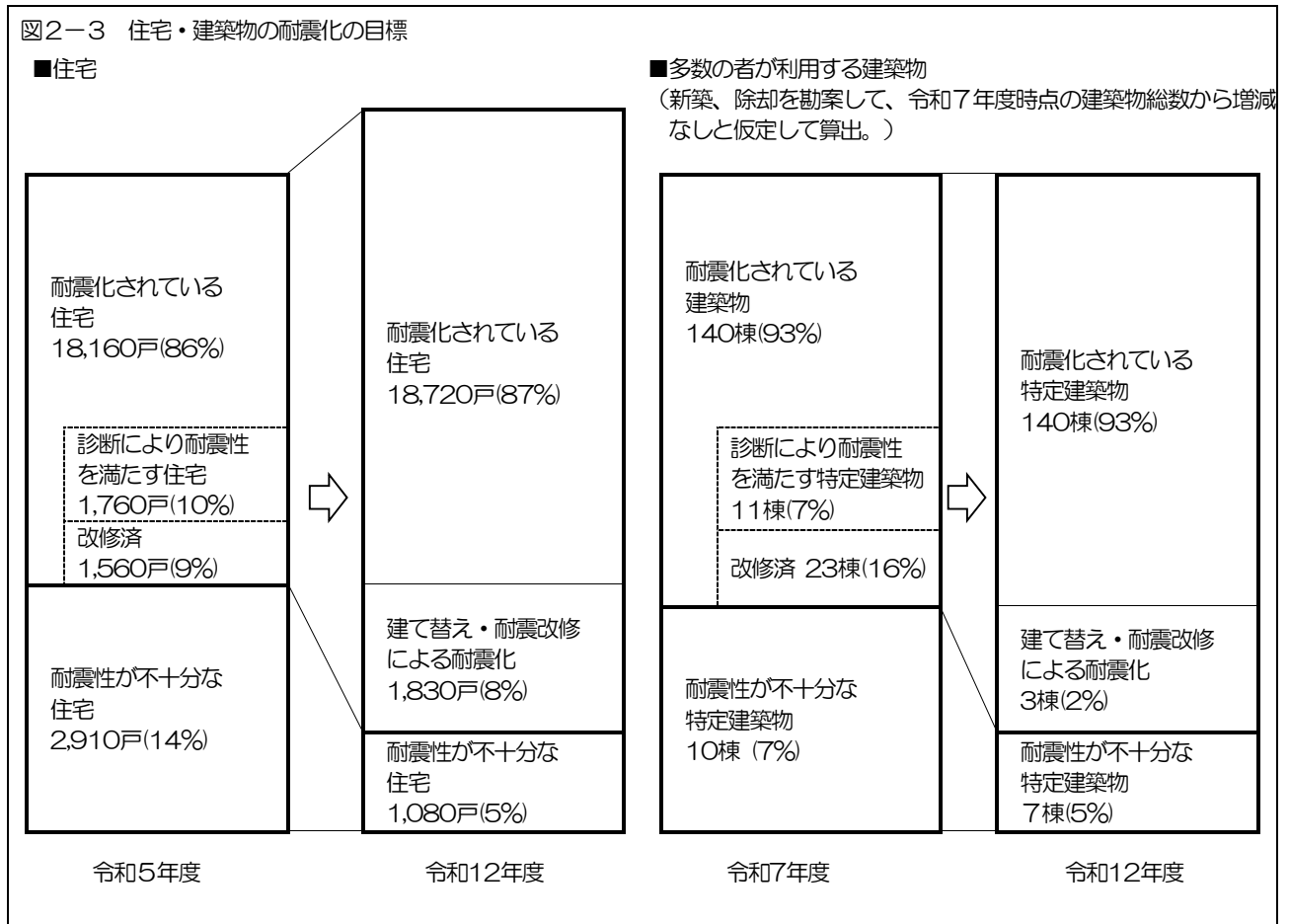
※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、将来的には100%に近い状態を目指す。

県の耐震改修促進計画（抜粋）

■住宅の耐震化率	令和12年	95%
■多数の者が利用する建築物の耐震化率	令和12年	95%
■要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率	令和12年	おおむね解消 ※1
■要安全確認計画記載建築物の耐震化率		
防災拠点建築物	早期におおむね解消	※1
通行障害既存耐震不適格建築物	令和12年	50% ※2
※1_耐震化は所有者の判断で行われるものであるため、100%に近い状態を目指す		
※2_平成29年4月1日指定分		

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、これまでの市の取り組み、県の耐震改修促進計画を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和12年度までに95%にすることを目標とする。

耐震化率95%を達成するため、令和5年から令和12年までの間に、住宅については約1,830戸、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）については約3棟の耐震化が必要である。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。



### 3 公共施設の耐震化の現状・目標

災害時に、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能確保に繋がり、大変重要である。

一方、平成23年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、消防、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成28年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもある。これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設、防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所においては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

#### (1) 市有施設における耐震化

市有施設における特定建築物（以下「市有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、図2-4のとおりである。

旧耐震基準で建築された市有特定建築物の13棟について耐震診断を実施した結果、耐震性が不十分と判定されたものが10棟あったが、これらの建築物については耐震補強により、耐震化が完了している。

図2-4 市有特定建築物の状況（令和8年3月末時点）

旧基準 市有特定建築物 総数 13棟	診断により 耐震性を満たす 3棟	耐震化されている 建築物 13棟
	耐震性不十分 10棟	耐震補強実施済 10棟

## 第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

### 1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民・事業者、市及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

市民・事業者、市及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

#### (1) 市民・事業者（建築物所有者）の役割

- ・市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努める。
- ・市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法またはこれに基づく命令もしくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

#### (2) 市・県の役割

- ・市は国の基本指針や岐阜県耐震改修促進計画の内容を勘案し、本計画を定める。
- ・市及び県は、連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。
- ・市及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・市及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講じるよう努める。
- ・県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

## 2 実施する事業の方針

### (1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行やすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の成果を得られたことから、今後も継続していく。

## (2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや市の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

## 3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とするが、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

### (1) 重点的に耐震化を図る地域

県内では、南海トラフ地震または内陸直下型地震により多くの被害が想定されていること、さらに想定される地震の他にも県内には活断層が無数に存在すると考えられていることから、市内全域を、重点的に耐震化を図る地域とする。

### (2) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への支援物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

岐阜県耐震改修促進計画では、法第5条第3項第3号に基づき、「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から第3次までの緊急輸送道路を指定しており、このうち隣県、県内各地域を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路及び当該道路から各自治体の防災拠点を結ぶ道路を法第5条第3項第2号に基づく道路として指定している。土岐市には、第1次、第2次の緊急輸送道路及び法第5条第3項第2号の指定を受けた道路がある。

### (3) 重点的に耐震化を図る建築物

1号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については、危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については、倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物、及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、上記に該当しない市有建築物についても、市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

### (4) より重点的に耐震化を図る建築物

地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、法第7条の規定による要安全確認計画記載建築物を「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。なお、要安全確認計画記載建築物として指定する建築物は、法第5条第3項第2号の指定を受けた道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る）とする。

## 4 第4期計画における重点的な取組み

第3期計画では、当初計画策定時に比べて、耐震性のない住宅や建築物を半減させ、また耐震診断の実施が進むなど、耐震化に関するフェーズ（段階）がこれまでから変わりつつあったことから、図3-1のとおり、対象による施策の重点化を図り、「診断」から「耐震化」への取組みを強化することとした。第4期計画においても、同様の方向性で、引き続き施策を進めていく。

図3-1 重点的に取組む対象建築物と施策の方向性

対象（3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方より）		施策（方向性）	
区分	対象建築物	対象	啓発
耐震化を図る建築物	・全ての耐震性のない建築物※1	広く市民向け	診断に重点
重点的に耐震化を図る建築物	・多数の者が利用する建築物等※2 ・木造住宅 ・市有建築物	診断実施済の所有者向けに重点	改修に重点
より重点的に耐震化を図る建築物	・要安全確認計画記載建築物	全所有者向け	改修に重点

※1 全ての既存耐震不適格建築物

※2 1号～3号特定建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの。（特定既存耐震不適格建築物）

## 5 「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

ただし、所有者の資力等の要因により耐震改修等を行うことができない者もいるため、何もしないよりは、居住者の命を守る観点からリスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な施策も有効である。

そのため、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保される簡易補強のほか、主たる居室や寝室のみを補強する耐震シェルターの設置など、建築物に関する新たな防災手法についての検討も必要である。

## 6 新たな耐震化の取組みの検討

平成28年に発生した熊本地震や、令和6年に発生した能登半島地震では、旧耐震基準による建築物のほか、新耐震基準の在来構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化される平成12年以前に建築された住宅についても、倒壊等の被害が見られた。

そのため、旧耐震基準による建築物で耐震性が不十分なものがおおむね解消された後には、平成12年以前に建築された新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅についても耐震性能の検証が適切になされる新たな取組みについての検討も必要である。

## 第4 建築物の耐震化を促進する施策

### 1 施策を推進するための体制

県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換や実施施策の検討などで連携を図り、建築物の耐震化に取り組む。また、建築物の所有者に対して、耐震化に関する意識の啓発や情報提供を行うことで、住宅の耐震化をさらに促進するため、「土岐市耐震化緊急促進アクションプログラム」を別途位置付ける。

### 2 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行やすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

#### (1) 土岐市建築物等耐震化促進事業

##### ア 土岐市建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震補強工事に対して県と協働して補助を実施しており、その経緯は以下のとおりである。

今後も住宅・建築物の耐震化を促進するため、県と協働して耐震診断・耐震補強工事に対する補助事業を進めていく。

##### 【耐震診断】

平成14年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成20年度からは所有者負担を無料化した。また、平成24年度からは木造地域集会所を、平成30年度からはすべての建築物を対象を広げて補助を実施している。令和8年度からは新たに要安全確認計画記載建築物を対象として補助を実施する。

##### 【耐震補強工事】

平成16年度から木造住宅を対象として補助を実施している。平成21年度から一定の要件に該当する木造住宅について、簡易補強工事を補助対象とし、平成25年度からは当該要件を撤廃した。

また、平成29年度から要緊急安全確認大規模建築物を対象として補助を実施している。令和8年度からは新たに要安全確認計画記載建築物を対象として補助を実施する。

イ 土岐市建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表4-1のとおりである。

表4-1 耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

補助事業の種類	H14~H17	H18~H22	H23~H27	H28~R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
木造住宅耐震診断補助事業	13	138	125	67	9	4	7	17	20	400
木造住宅耐震補強工事費補助	0 <sup>※1</sup>	20	20	23	1	1	1	3	2	71
建築物耐震診断補助事業 <sup>※2</sup>	—	—	5 <sup>※3</sup>	2	0	0	1	0	1	9

※1 平成15年以前は事業を未実施

※2 建築物耐震診断補助事業には木造地蔵集会所耐震診断補助事業を含む

※3 平成23年以前は事業を未実施

ウ 市民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、市民の地震対策への関心は高まってきたが、ここ数年はまた耐震診断等の件数が減少傾向にあるため、更なる啓発を行うと共に、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、市民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努める。

エ 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、県・市の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

### 3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

#### (1) 相談体制の整備

##### ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う所管窓口において閲覧しており、さらに、相談士の制度について周知を図る。

##### イ 建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、市民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として市民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、市民の相談に積極的に応じていく。

##### ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、相談士等の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

#### (2) 情報提供の充実

##### ア パンフレットの作成・配布

市は、市民向けの相談窓口、パンフレット、市のホームページ、市広報等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリー改修等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

##### イ 各種広報媒体を活用した周知

市広報、市のホームページ、自治会回覧板等を活用した普及・啓発を実施する。

##### ウ 市等主催の説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会、講習会等へ県からの講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

## エ 町内会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなを守る」という共助の考え方が重要である。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震災害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、市はこのような地域の取り組み等を支援する施策を講じる。

## オ 耐震啓発ローラー作戦の実施

主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行う。

## カ 診断実施済み建築物等の所有者への啓発強化

これまで補助制度を活用して診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分であることが判明した木造住宅の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

## キ 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフ地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、市においては旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を行う。

## ク 防災教育との連携

住宅所有者のみならず、若い世代に対しても住宅耐震の啓発を行うことにより、家族や地域において住宅の耐震化への理解を広げるため、教育部局との連携を図りながら、小中学生や高校生を対象に耐震講座を開催するなど、防災教育を行っていく。

## ケ 地震ハザードマップの公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るために、岐阜県東海地震等被害想定調査による震度予測分布図、液状化予測分布図及び建物被害予測図を地震ハザードマップとして位置付け、市のホームページにて公表し、情報提供を行う。

## 4 地震時の建築物の総合的な安全対策

### (1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

### (2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の滑動崩落等による建築物の被害の軽減を図るため、宅地耐震化推進事業等の活用を促進し、宅地の安全対策を推進する。

### (3) 市有施設の天井の落下防止対策

大規模な地震の際には建築物の倒壊だけではなく、つり下げ天井等の落下による被害も想定されるため、市有施設については、天井の落下防止対策を防災上重要な施設から優先的に改修を推進する。

## 第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

### 1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。